



建 荷 協

み や ぎ

NO.81

目 次

特定自主検査の定着度	1
11 月特定自主検査強調月間に普及促進・広報活動を展開	2
特定自主検査研修会を開催	3
検査関連行政処分一覧	6
宮城労働局からのお知らせ	7
支部からのお知らせ	15
編集後記	15



公 益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会宮城県支部**

特定自主検査の定着度

令和 6 年(1 月～12 月)の宮城県における建設荷役車両の特定自主検査済標章の頒布枚数は、検査業者用 29,413 枚、事業内用 17,230 枚、計 46,643 枚であった。昨年より検査業者用が+174 枚、事業内用が-2439 枚、計-2,265 枚と検査業が増加し事業内が減少した。

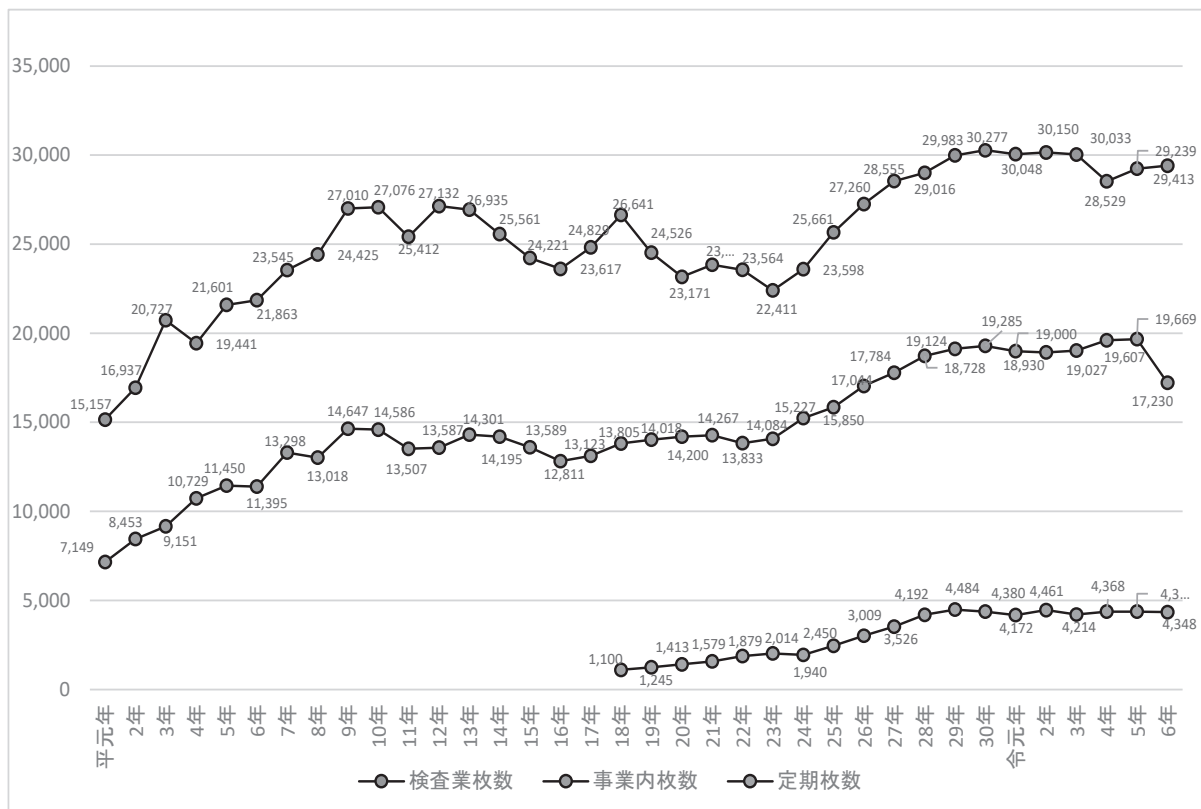
また、定期自主検査済標章の頒布枚数は-24 枚減少し 4,348 枚であった。令和元年後検査業、事業内の合計が微増してきたが、ここに来て検査業が微増・事業内が減少し、トータル的に稼働車両が減少したと予想される。また定期に於いても微減した。

令和 5 年度(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)の宮城県内の特定自主検査台数は、フォークリフト 19,241 台、不整地 522 台、車両系 25,594 台、高所作業車 5,482 台 計 50,839 台であった。

協会の巡回指導、各研修・教育等での促進もあり令和 4 年度比ではフォークリフト+22 台、不整地-90 台、整地等-124 台、高所作業車+311 台で前年比計+119 台増加となり、各機種増減はあるもののわずかながら検査台数は伸びた。

特定自主検査検査の定着は高い状態で推移しているが、協会での巡回指導、能力向上教育、実務研修等で更なる普及促進をし、労働災害防止に取り組んで行きます。

下のグラフは平成元年から令和 6 年までの特定自主検査標章頒布枚数の推移である。(暦年)



11月特定自主検査強調月間に普及促進・広報活動を展開

昨年11月、当建荷協が主催し、主務官庁である厚生労働省並びに経済産業省の後援及び中央労働災害防止協会をはじめ各労働災害防止団体の協賛による第40回「特定自主検査強調月間」が「災害の危険の芽を摘む特自検」をスローガンに全国規模で展開され、当宮城県支部では、巡回指導、会員への依頼、それに各市区町村及び県出先機関の公共工事発注部署に特自検実施済み機械使用の依頼文を郵送するなどによる普及広報活動を行いました。本部において、11月1日付の日刊工業新聞、仙台建設新聞等に掲載広報されました。

支部につきましては、YouTubeを使って動画で11月の強調月間に各業種に特定自主検査の普及、促進の広報活動を行いました。

今回から巡回訪問結果良好、改善要箇所が改善された事業所には「巡回指導受診済証」を交付することとなり認められた9事業所に支部長より交付されました。

なお、今回は検査業検査事業所16社を対象に巡回指導を実施しました。
その内容を以下Ⅰ～Ⅱによりご紹介します。

Ⅰ 巡回指導

巡 回 指 導		巡 回 指 導 結 果	
1. 巡回地域	・ 仙台市・富谷市・名取市・多賀城市・塩釜市 ・ 大和町・岩沼市・大郷町・加美町・栗原市	● 適正	1 社
2. 巡回社数	16社		
3. 期 間	11月12日～11月27日	● 指導	15 社
4. 指導員数	延べ16名		

不適正15社への指導項目・件数は、下記の通り

1. 能力向上教育、補講研修等の再教育に努めること	10 件
2. 記録表の記載に誤り、洩れ無いよう的確に記入すること	10 件
3. 検査台帳を適正に整理・保守管理すること	9 件
4. 標章受払簿を適正に整理・保守管理すること	9 件
5. 検査業登録証、検査資格者、検査料金表を掲示する事	3 件
6. 有資格者が確認できるように色別する事	3 件
7. 業務規程で定めた検査料を徴収すること	3 件
8. 内部監査者及び検査機器管理者を選任実施すること	2 件
9. 検査機器の適正使用並びに不備がないこと	2 件
10. 検査料金収納簿を適正に整理・保守管理すること	1 件
11. 業務点検表に基づき定期に点検をおこなうこと	2 件
12. 検査済標章は事業主に断ってから貼り付けること	1 件
13.	件
14.	件
計 55 件	

Ⅱ 特自検実施済み機械の使用指導依頼について

公共工事を発注する市区町村並びに県出先機関に対し、令和6年10月31日付で支部長名による指導依頼文47通を郵送しました。

特定自主検査各研修を開催

1. 実務研修

特定自主検査を正しく行うために、1. 特定自主検査と関係法令に関する知識、2検査及び検査機器に関する知識、3. 検査記録表の記入要領に関する知識の3項目の周知徹底を図ることを主目的とした研修会でその内容と受講された方を以下にご紹介します。

◎記録表作成(座学)(フォークリフト)

- 開催日 令和6年10月18日(金)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館
- 研修内容 特定自主検査と補修に関する知識
検査及び検査機器に関する知識
災害事例及び関係法令
記録表作成演習

○ 保有資格と参加人員

- 特自検資格保有者(検査業) 16名
- 特自検資格保有者(事業内) 8名

- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(24名)敬称略、受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	高橋 富士男	株式会社 東 配	13	佐々木 勝彦	海陸サービス株式会社
2	菊地 浩幸	株式会社 大伸建設	14	二瓶 安夫	株式会社 ロジス・ワークス
3	阿部 貴之	菅原産業株式会社	15	泉 勇一	JR東日本テクノロジー株式会社
4	佐々木 健一	株式会社佐々建サービス	16	根子 修造	株式会社共和車輛
5	高橋 充	有限会社東北工業	17	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社
6	庄司 正美	南光運輸株式会社	18	佐々木 友哉	レンタルシステム株式会社
7	菅原 優治	株式会社ヨシムラ	19	佐藤 義彦	山中産業株式会社
8	古川 実希生	住友建機販売株式会社	20	阿部 敬一	ロジスネクスト東北株式会社
9	鹿野 淳	株式会社 新幹線リフテクノロジー	21	青柳 進	東北ドック鉄工株式会社
10	加藤 博	有限会社 エコーリース	22	早坂 潤一	塩釜地区資源化事業協同組合
11	只埜 徹哉	Y K K A P株式会社	23	阿部 幸博	和晃商事株式会社
12	長澤 亮	仙台リフトサービス株式会社	24	洞澤 克敏	和晃商事株式会社



- 講 師 平塚 拓也(ロジスネクスト東北(株))

1. 実務研修

他資格による有資格者を主体に、特定自主検査者として必要な知識や技能要件を系統立てて勉強すること及び記録表記入要領の一部変更に伴う正確な記録表の作成を目的として開催しました。

◎記録表作成(座学)(整地・運搬・積込・掘削等)

- 開催日 令和6年11月8日(金)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館
- 研修内容 特定自主検査と補修に関する知識
検査及び検査機器に関する知識
災害事例及び関係法令
記録表作成演習

- 保有資格と参加人員
- 1級・2級建設機械整備技能士 39名
- 1級・2級建設機械施工管理技士 15名
- 特定自主検査資格保有者 5名

- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(59名)敬称略、受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	今野 宏俊	株式会社エルピダあおば	31	岡崎 光徳	株式会社クボタ建機ジャパン
2	鎌田 裕行	泉新機械工業株式会社	32	庄子 潤紘	有限会社 庄子機械
3	佐々木 義宏	株式会社クボタ建機ジャパン	33	菅原 大富	株式会社鈴孝建機
4	今野 裕耀	株式会社 N's	34	水澤 竜哉	ヤンマー建機株式会社
5	古藤野 亨	南光運輸株式会社	35	富田 喜義	株式会社 千葉重機
6	氏家 春樹	有限会社東北工業	36	渡邊 雄樹	株式会社カナモト
7	阿部 勢司	マルダイ工業有限会社	37	堀西 一範	株式会社 堀西工業
8	石山 健治郎	石山工業有限会社	38	目黒 修也	住友建機販売株式会社
9	松井 翼	株式会社カナモト	39	今泉 淳之介	住友建機販売株式会社
10	高橋 涼介	野口建設株式会社	40	近藤 利羽	住友建機販売株式会社
11	鈴木 勝広	大川工業株式会社	41	佐藤 結斗	株式会社橋本建機
12	千葉 美喜男	丸武建設株式会社	42	浅野 佑太	株式会社 キナン
13	伊藤 忠秋	株式会社 ジャパンクリーン	43	相沢 裕介	株式会社 キナン
14	小野寺 富夫	株式会社 坂口組	44	佐々木 政耶	有限会社高橋建機工業
15	菅野 敏男	株式会社 坂口組	45	千田 晃汰	有限会社高橋建機工業
16	西條 智也	株式会社 只野建設	46	田坂 駿	株式会社ほくとう
17	加藤 政寿	東北石材工業株式会社	47	丹野 敬治	三和建設株式会社
18	小野寺 均	有限会社 小野寺重機	48	河合 諒	日本キャタピラー合同会社
19	勝又 佑人	有限会社高橋建機工業	49	赤坂 証紀	日本キャタピラー合同会社
20	伊藤 光	有限会社佐藤建機	50	佐京 倖樹	日本キャタピラー合同会社
21	板垣 圭介	株式会社エーティー建機	51	藤林 宏康	日本キャタピラー合同会社
22	高橋 章喜	株式会社 大伸建設	52	官澤 和幸	日本キャタピラー合同会社
23	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社	53	高野 裕太	日本キャタピラー合同会社
24	伊藤 策実	有限会社 ナルセ建設	54	佐々木 拓海	コマツカスタマーサポート株式会社
25	佐藤 哲哉	株式会社 野口重機	55	伊藤 司	コマツカスタマーサポート株式会社
26	鈴木 仁	丸山商事株式会社	56	五十嵐 晃太	コマツカスタマーサポート株式会社
27	工藤 進	工藤工業株式会社	57	高野 俊也	コマツカスタマーサポート株式会社
28	佐々木 豊	株式会社 渡辺工務店	58	管野 唯人	コベルコ建機日本株式会社
29	佐久間 貴志	迫川沿岸土地改良区	59	青田 凌弥	コベルコ建機日本株式会社
30	峯村 佳久	東北舗道建設株式会社	60		



- 講 師 北條 仁之

2. 安全教育

クレーン機能付油圧ショベルの普及が目覚ましいことによる定期自主検査の普及を図ること、無資格者による定期自主点検の防止の観点から開催しました。

◎クレーン定期自主検査者安全教育

- 開催日 令和6年10月29日（火）
- 会 場 （一財）宮城県青年会館
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(35名)敬称略。受付順

N0	氏 名	所 属	N0	氏 名	所 属
1	福田 一臣	仙台砕石株式会社	18	工藤 進	工藤工業株式会社
2	鈴木 航太	株式会社ワイティ・クリエイション	19	佐々木 豊	株式会社 渡辺工務店
3	佐々木 健一	株式会社佐々建サービス	20	峯村 佳久	東北舗道建設株式会社
4	氏家 春樹	有限会社東北工業	21	後藤 真一	株式会社 ヒラバヤシ環境サービス
5	関根 隆弘	株式会社レンタルのニッケン	22	中鉢 昭夫	丸岩運輸建設株式会社
6	井上 聡大	株式会社レンタルのニッケン	23	水澤 竜哉	ヤンマー建機株式会社
7	石山 健治郎	石山工業有限会社	24	富田 喜義	株式会社 千葉重機
8	澁谷 知広	田中建材輸送株式会社	25	高野 裕太	日本キャタピラー合同会社
9	高橋 涼介	野口建設株式会社	26	佐藤 結斗	株式会社橋本建機
10	有田 光男	株式会社 MIYABI コーポレーション	27	佐々木 政耶	有限会社高橋建機工業
11	鈴木 勝広	大川工業株式会社	28	千田 晃汰	有限会社高橋建機工業
12	森 直也	ベルトラックス株式会社	29	田坂 駿	株式会社ほくとう
13	小野寺 富夫	株式会社 坂 口 組	30	藤林 宏康	日本キャタピラー合同会社
14	菅野 敏男	株式会社 坂 口 組	31	大川原 亨	株式会社クボタ建機ジャパン
15	小野寺 旭	株式会社 丸沖建設	32	宍戸 徹	株式会社クボタ建機ジャパン
16	小野寺 均	有限会社 小野寺重機	33	飯村 洋介	株式会社クボタ建機ジャパン
17	杵渕 伸一	有限会社佐藤建機	35	佐藤 勝昭	日東レンタル株式会社
18	菊地 浩幸	株式会社 大伸建設			



- 講 師 北條 仁之

検 査 関 連 行 政 処 分 一 覧

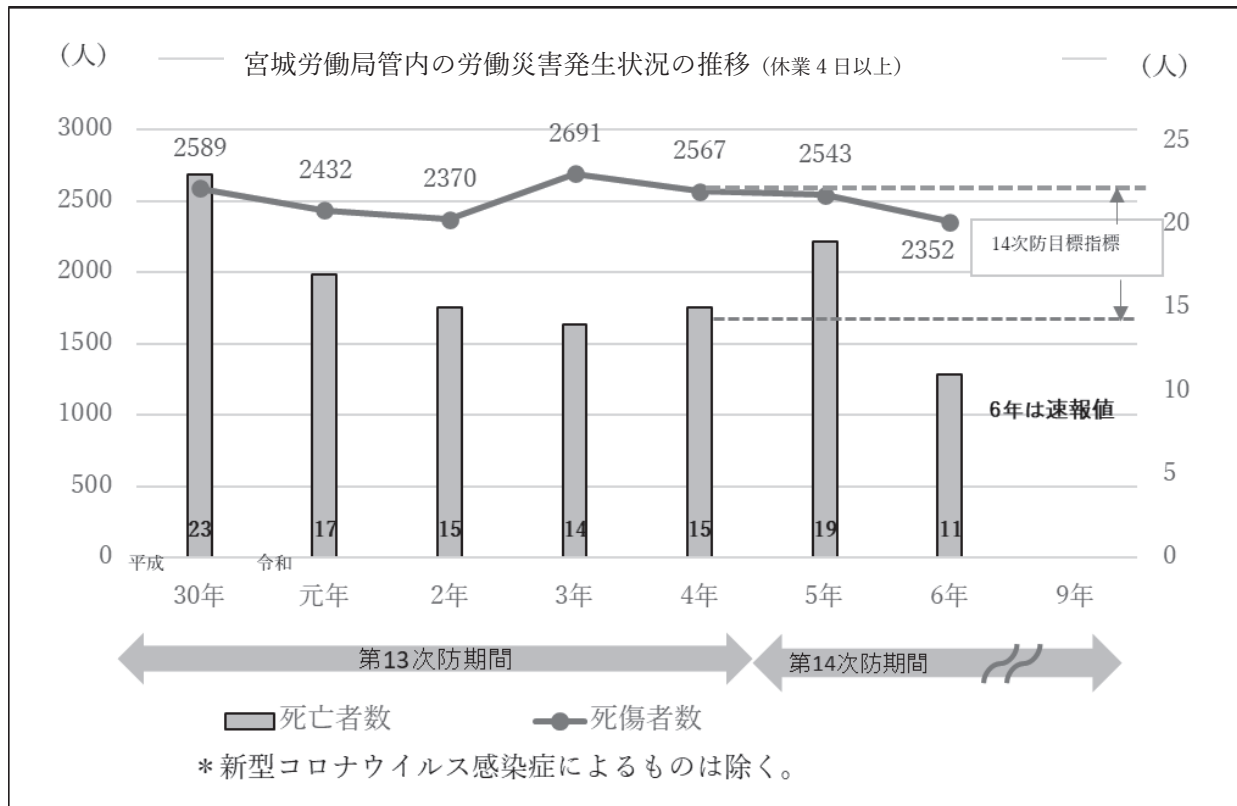
1. 無資格者による検査関連の行政処分

令和7年1月22日現在

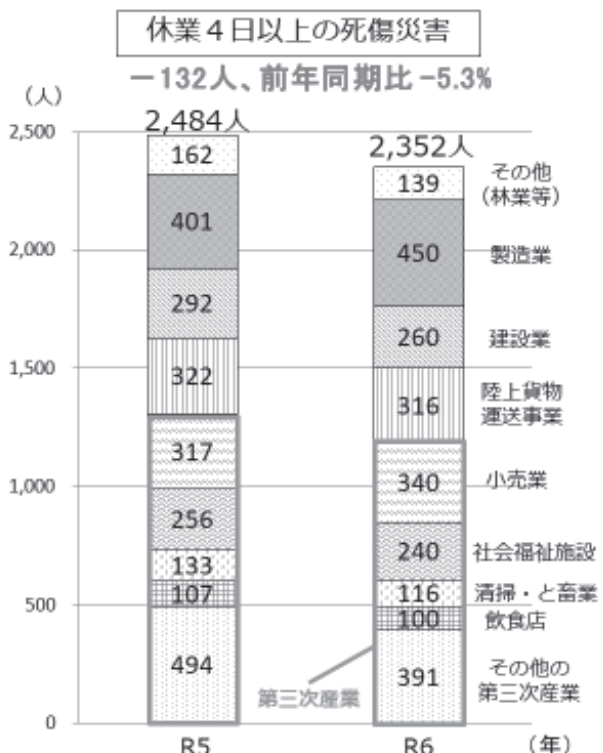
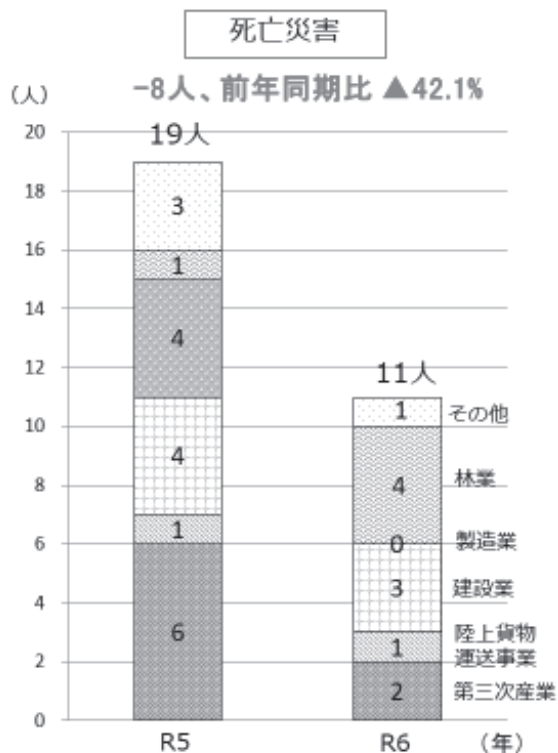
平成 年別	処分 年月	不正の内容等	登録 局等	処分等の内容	
R2	R2. 3. 19	労働安全衛生法第45条第2項に規定する検査業者として他人の求めに応じて行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）に係る法第45条第2項に規定する特定自主検査について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたことが、当該検査業者からの報告により明らかになったもの。	大臣	業務停止6ヶ月 検査業者として他人の求めに応じて行う特定自主検査の業務の一部（1支店における特定自主検査の業務）を、6月の期間停止すること。	労働安全衛生法第54条の4
R2	R2. 12. 1	他人の求めに応じて、平成31年1月から令和元年12月までの間に28台、令和2年1月から8月までの間に10台のフォークリフトに係る特定自主検査を行うにあたり、厚生労働省令で定める資格を有しない者にこれを実施させたこと。	熊本	フォークリフトに係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R3	R3. 12. 1	法第45条第2項に規定する検査業者（以下「検査業者」という。）として他人の求めに応じて令和2年4月22日から令和3年4月6日までの間に行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（施行令別表第7第4号 締固め用機械。以下「建設機械」という。）延べ8台に係る法第45条第2項の規定する特定自主検査（以下「特定自主検査」という。）について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたこと。	石川	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和3年12月1日～令和4年5月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R4	R4. 1. 1	処分の原因となった事実の概要について、行政による発表なし	栃木	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和4年1月1日～令和4年6月30日	根拠となる法令条項の発表なし
R4	R4. 9. 21	平成25年8月1日から令和3年9月21日までの間、10台のフォークリフトに関する特定自主検査について、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたもの。	東京	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）および車両系建設機械（締固め用）に係る 特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和4年9月22日～令和5年	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R4	R4. 12. 26	令和3年5月21日に検査業者として他人の求めに応じて行ったフォークリフトに係る特定自主検査について、検査者資格を有しない者にこれを行わせたこと	大分	フォークリフト、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）、車両系建設機械（基礎工事用）、車両系建設機械（締固め用）に係る 特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年1月1日～令和5年6	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項
R5	R5. 8. 3	令和3年11月12日及び令和4年9月28日に特定自主検査をした2台の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）について、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたこと。	大坂	特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年8月1日～令和6年1月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項
R6	R6. 2. 26	（1）労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を実施したことで、令和4年9月に業務停止6か月の行政処分を受けた。 （2）令和5年9月に、労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を再度実施した。（会員）	東京都	検査業の登録取消し	処分の根拠（法第54条の6第2項第2号）
R7	R7. 1. 9	令和5年10月20日に特定自主検査をした1台のフォークリフトについて、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたこと。（一般）	鳥取県	業務停止6ヶ月 令和7年1月9日から令和7年7月8日までの間	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号

宮城労働局からのお知らせ

健康安全課



宮城労働局管内の労働災害発生状況 (令和6年速報)



宮城労働局管内の主要業種別労働災害発生状況(1月～12月)
(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和7年1月末現在

休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	令和6年		令和5年同期		令和6年と令和5年の比較		
					増減数		増減%
全産業	2,352人	(11人)	2,484人	(19人)	-132人	(-8 人)	-5.3%
製造業	450人	(0人)	401人	(4人)	49人	(-4 人)	12.2%
建設業	260人	(3人)	292人	(4人)	-32人	(-1 人)	-11.0%
陸上貨物運送事業	316人	(1人)	322人	(1人)	-6人	(0 人)	-1.9%
林業	46人	(4人)	30人	(1人)	16人	(3 人)	53.3%
第三次産業	1,187人	(2人)	1,307人	(6人)	-120人	(-4 人)	-9.2%
商業	433人	(0人)	433人	(3人)	0人	(-3 人)	0.0%
小売業	340人	(0人)	317人	(1人)	23人	(-1 人)	7.3%
社会福祉施設	240人	(0人)	256人	(0人)	-16人	(0 人)	-6.3%
上記以外の業種の合計	93人	(1人)	132人	(3人)	-39人	(-2 人)	-29.5%

○休業4日以上
の死傷者数 (うち死亡者数)

発 生 年	令和5年(1～12月)	令和4年(1～12月)	増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2543人 (19人)	2567人 (15人)	-24 (4 人)	-0.9%

宮城労働局管内の監督署別労働災害発生状況(1月～12月)
(新型コロナウイルス感染症を除く)

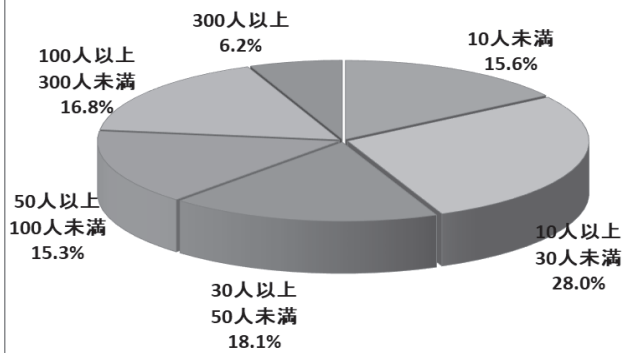
令和7年1月末現在

	令和6年	令和5年 同期	令和6年と令和5年 との比較	
			増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2,352人 (11 人)	2,484人月 19 人)	-132人	-5.3%
仙台署	1,431人 (3 人)	1,488人 (7 人)	-57人	-3.8%
石巻署	331人 (4 人)	344人 (7 人)	-13人	-3.8%
古川署	279人 (1 人)	292人 (3 人)	-13人	-4.5%
大河原署	151人 (0 人)	182人 (2 人)	-31人	-17.0%
瀬峰署	160人 (3 人)	178人 (0 人)	-18人	-10.1%

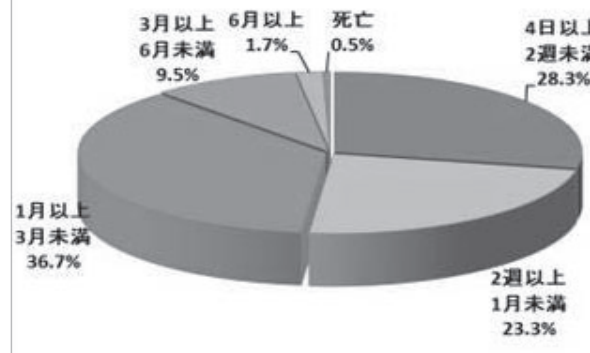
○ 年別の労働災害発生状況(1月～12月)

発 生 年	令和5年	令和4年	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2543人 (19人)	2567人 (15人)	-0.9%

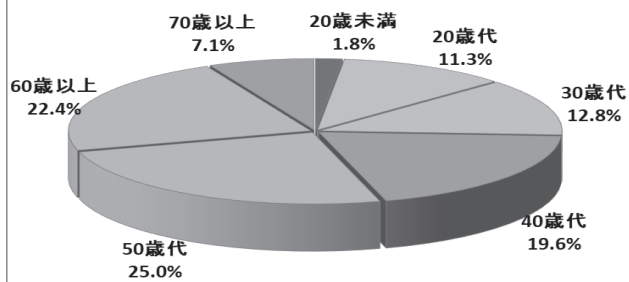
(1)事業場規模別の状況



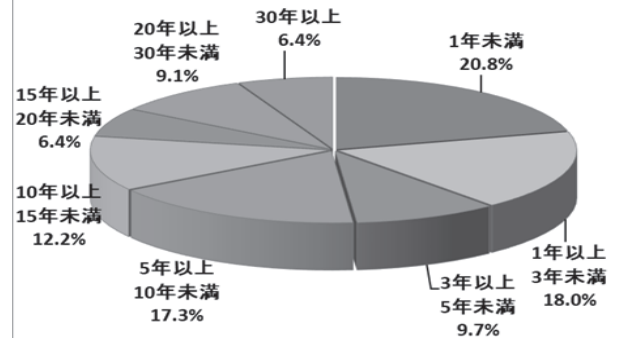
(2)被災程度別の状況



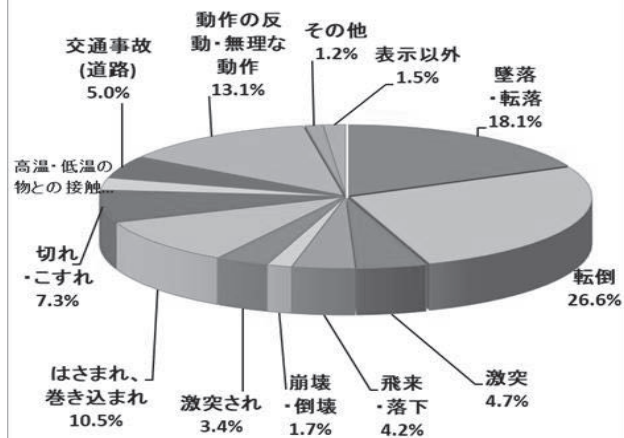
(3)年齢別の状況



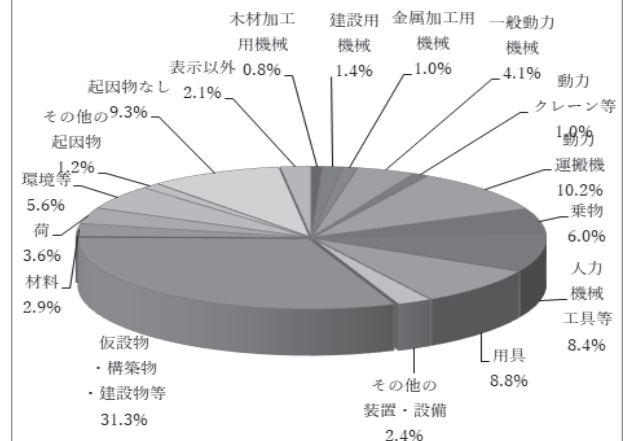
(4)経験年数別の状況



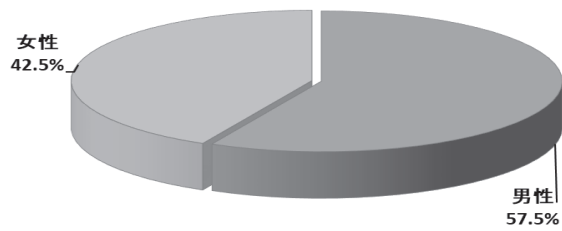
(5)事故の型別の状況



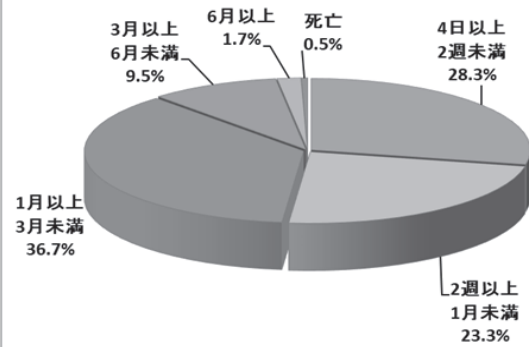
(6)起因物別の状況



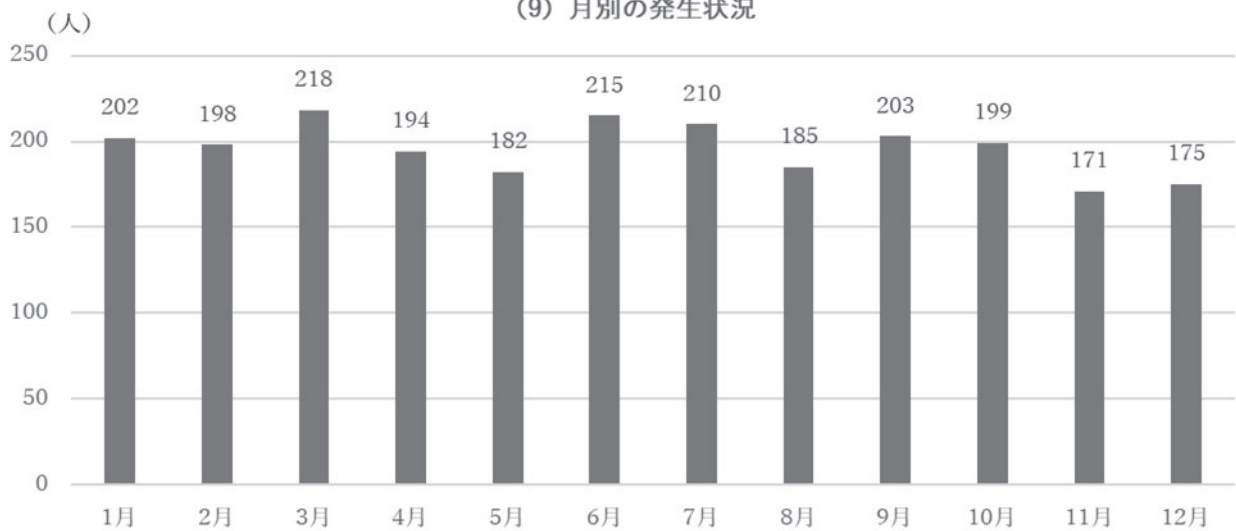
(7)男女別の状況



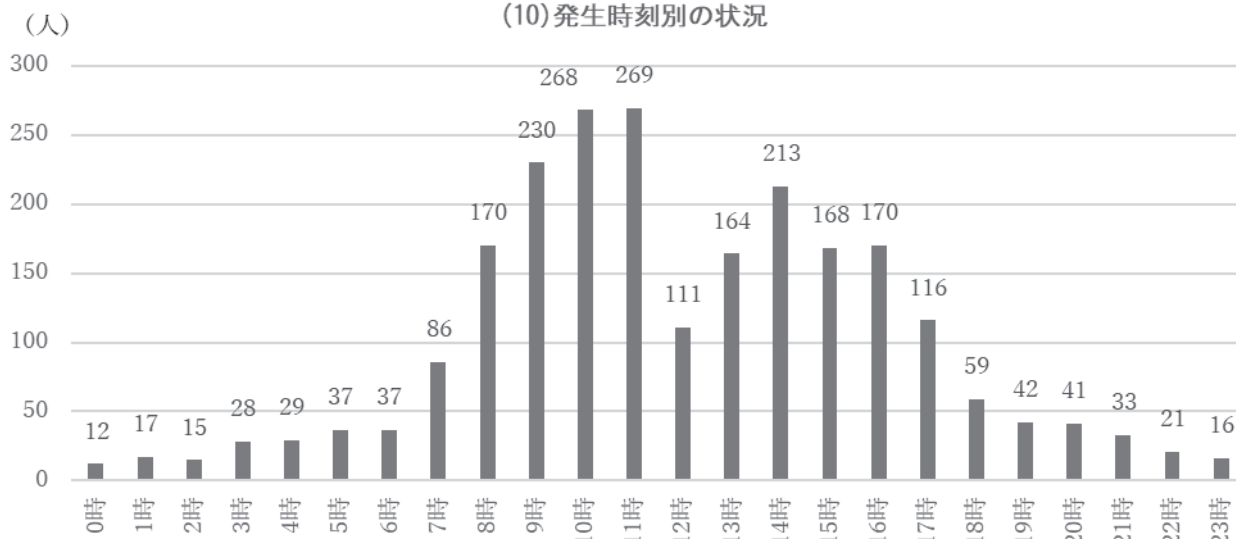
(8)被災程度別の状況



(9) 月別の発生状況



(10)発生時刻別の状況



令和6年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和7年2月7日 現在速報

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	木材伐出業 (6.2.1)	10～49人	激突され	松の木（樹高31m、胸高直径43cm）の伐木作業において、伐倒方向をエンジン式ロープウインチで調整していたが、木が予定していた方向からずれて倒れ、エンジン式ロープウインチを動かさないように押さえていた被災者に激突した。
	2月	14時台	立木等	
2	木材伐出業 (6.2.1)	1～9人	飛来、落下	チェーンソーを使用して、立木（高さ27m、胸高直径38cm）の伐木作業を行っており、追い口を入れたところ、立木が地面と垂直方向に割れ、割れた立木が被災者に直撃し、下敷きとなった。
	3月	10時台	立木等	
3	その他の林業 (6.2.9)	10～49人	激突され	杉の木の伐木現場における作業状況を撮影するために入場していた被災者に伐倒木（樹高約30m）が激突した。
	3月	14時台	立木等	
4	陸上貨物取扱業 (5.1.1)	50～99人	有害物等との接触	貨物船の船倉へヤシ殻（バイオマス燃料）を積み込む作業を開始する際に船倉内に入りヤシ殻の上で待機していたところ、意識を失った。
	5月	7時台	その他の危険物、有害物等	
5	ソフトウェア業 (12.1.2)	10～49人	その他	海外出張中、所属事業場のグループ会社へ向かっていたところ、背後から何者かに襲われた。
	6月	10時台	起因物なし	
6	バス業 (4.2.2)	10～49人	交通事故（道路）	バス運転手が観光バスを路肩に寄せようと後進させていたとき、誘導していた被災者（バスガイド）が、当該バスと後方にあった電柱の間に挟まれた。
	6月	7時台	乗用車、バス、バイク	
7	その他の建設業 (3.3.9)	10～49人	飛来、落下	電線付近の立木に寄りかかった状態の枯木（樹高約19m、胸高直径59cm）の根本付近を伐倒のためチェーンソーで切断していたところ、枯木の幹が折れて落下し、被災者の頭部に激突した。
	6月	13時台	立木等	
8	木材伐出業 (6.2.1)	1～9人	激突	山林の伐木作業現場において、フォワーダにて丸太を数十本運搬中、林道の立木に激突して投げ出され6メートル下の沢に転落した。
	7月	12時台	走行集材機械	
9	警備業 (17.2.1)	50～99人	転倒	警備中、建物内で転倒し、頭部を負傷した。翌日、自宅内で死亡している状態で発見された。
	8月	18時台	階段、栈橋	
10	道路建設工事業 (3.1.6)	10～49人	激突され	道路舗装工事現場において、タイヤローラー（以下「ローラ」と記載）の水タンクから給水するため、被災者がローラー後方にポリタンクを準備したところ、ローラーが後退して被災者を轢いた。
	10月	3時台	締固め用機械	
11	その他の土木工事業 (3.1.99)	1～9人	はさまれ、巻き込まれ	ソーラーパネル設置工事現場において、ハンドガイド式不整地運搬車を運転していたところ、自身が運転していたハンドガイド式不整地運搬車とソーラーパネルの支柱との間に挟まれた。
	10月	11時台	その他の動力運搬機	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、あらいのために
厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人でも退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

2024年4月作成

注意事項

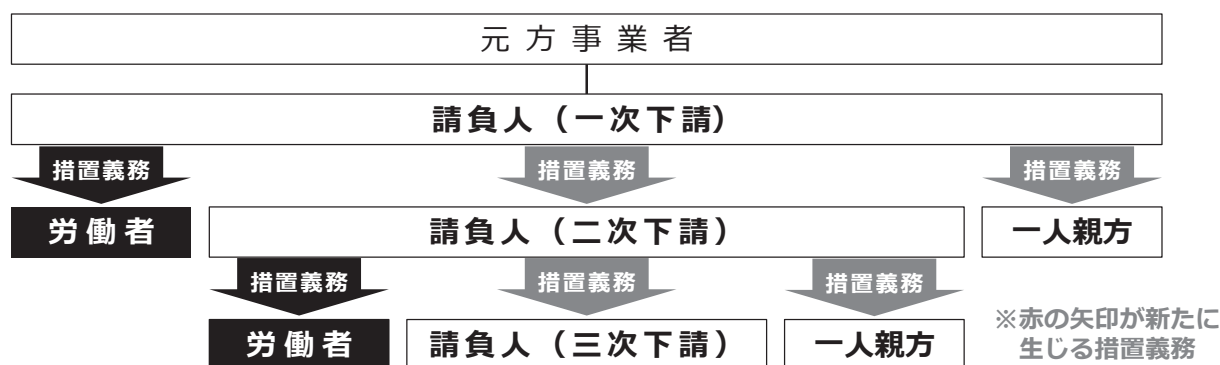
重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

支部からのお知らせ

令和 7 年度研修計画

令和 6 年度の研修は、会員各位のご起用力により計画以上の実績を以って終了致しました。厚く御礼申し上げます。令和 7 年度の研修計画は下記の通り開催予定です。引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。開催についてのご案内は、実施 2 ヶ月前位を予定しています。

1. 令和 7 年度研修実施計画

研修会名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
資 格 取 得 研 修												
車両系(整地等)			12-14									
フォークリフト				3-5								
高所作業車				23-25								
能 力 向 上 教 育												
車両系(整地等)						12						
高所作業車					22							
フォークリフト	25											
実 務 研 修												
車両系(整地等)								7				
フォークリフト							17					
安 全 教 育												
建機付属クレーン							28					
ショベルローダー												

2. 会員動向(令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

入会 1 社 本間商工株式会社

退会 2 社 川田重機工業有限会社
 有限会社東北建機サービス

現会員数 100 社

編 集 後 記

昨年は能登半島地震、今年は日本海側を中心に今までにない豪雪、また大船渡での山林火災と自然災害に繋がる出来事が絶えません。これからの暮らしに不安を感じるどころです。

3 月の核禁止条約の会議に今回も日本は不参加、ドイツ、オーストラリアのようにオブザーバーとして参加して意見を表明することは唯一の被爆国としての責任では無いかと思うのですが、せっかくのノーベル賞も浮かばれない感じです。

トランプ大統領就任後のアメリカファーストな言動、プーチンや金正恩、中国などの独裁国家の動向、パレスチナやアフリカ、ミャンマー、そしてウクライナ、戦争はいつに成ったら終わるのでしょいか。

戦後 80 年に成りますが、この平和が我々世代だけで無く孫やその次の世代にも繋がって欲しいと切に思うこの頃です。



発行所 仙台市宮城野区五輪1-6-9

五輪黄葉ビル

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

宮 城 県 支 部

電 話 022-298-2150